

第1編 総論

第1章 余市町の責務、計画の位置づけ、構成等

余市町（以下「町」という。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）の趣旨、構成等について定める。

1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

(1) 町の責務

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び北海道（以下「道」という。）の国民の保護に関する計画（以下「道国民保護計画」という。）を踏まえ、町国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

(3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

3 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、道国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

4 基本用語の説明

この計画における主な用語の内容は、次のとおりとする。

用語	意義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。

緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
事態認定	武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は緊急対処事態であることを政府が認定することをいう。
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったとき、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）に基づき政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針をいう。
対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が事態対処法の規定に基づいて実施する措置をいい、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民保護措置などがある。
国民保護措置	国民保護法における「国民の保護のための措置」をいい、具体的には、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置をいう。（例：住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等）
国の対策本部	事態対処法に基づき対処基本方針を定められたときに、内閣に設置する事態対策本部をいう。
国の対策本部長	事態対処法に基づく国の対策本部の長をいい、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をいう。
基本指針	国民保護法における「国民の保護に関する基本指針」をいい、政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のことをいう。指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める業務計画の基本となる。
国民保護計画	指定行政機関、都道府県及び市町村が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して政府の定める基本指針に基づき定める「国民の保護に関する計画」をいう。
国民保護協議会	都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会をいう。
指定行政機関	事態対処法及び武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。）で定める中央行政機関をいう。
指定地方行政機関	事態対処法及び事態対処法施行令で定める指定行政機関の道内地方支分局等をいう。
指定公共機関	事態対処法及び事態対処法施行令で定める公共的機関（日本銀行、日本赤十字社などの機関をいう。）又は電気、ガス、輸送、通信などの公益的事業を営む法人をいう。
指定地方公共機関	道の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人等で、国民保護法の定めにより、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して定める「国民の保護に関する業務計画」をいう。
道対策本部	国民保護法に基づき、道が設置する都道府県国民保護対策本部をいい、政府が閣議決定し該当する都道府県を指定する。
道対策本部長	道対策本部の長をいい、国民保護法に基づき、知事をもって充てる。
町対策本部	国民保護法に基づき、町が設置する市町村国民保護対策本部をいい、政府が閣議決定し該当する市町村を指定する。
町対策本部長	町対策本部の長をいい、国民保護法に基づき、町長をもって充てる。
NBC攻撃	核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）、又は化学兵器（Chemical weapons）による攻撃をいう。
ダーティーボム	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した

	爆弾をいう。
生活関連等施設	国民生活に関連を有する施設で、発電所、浄水施設などその安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、又は、危険物質等を貯蔵しているなどその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設をいう。
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害をいう。
自主防災組織	災害の発生・拡大（特に大規模災害時）による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という住民の隣保協働の精神により、効果的な防災活動を実施することを目的として結成された自発的な防災組織をいう。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続により行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、道、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

※【外国人への国民保護措置の適用】

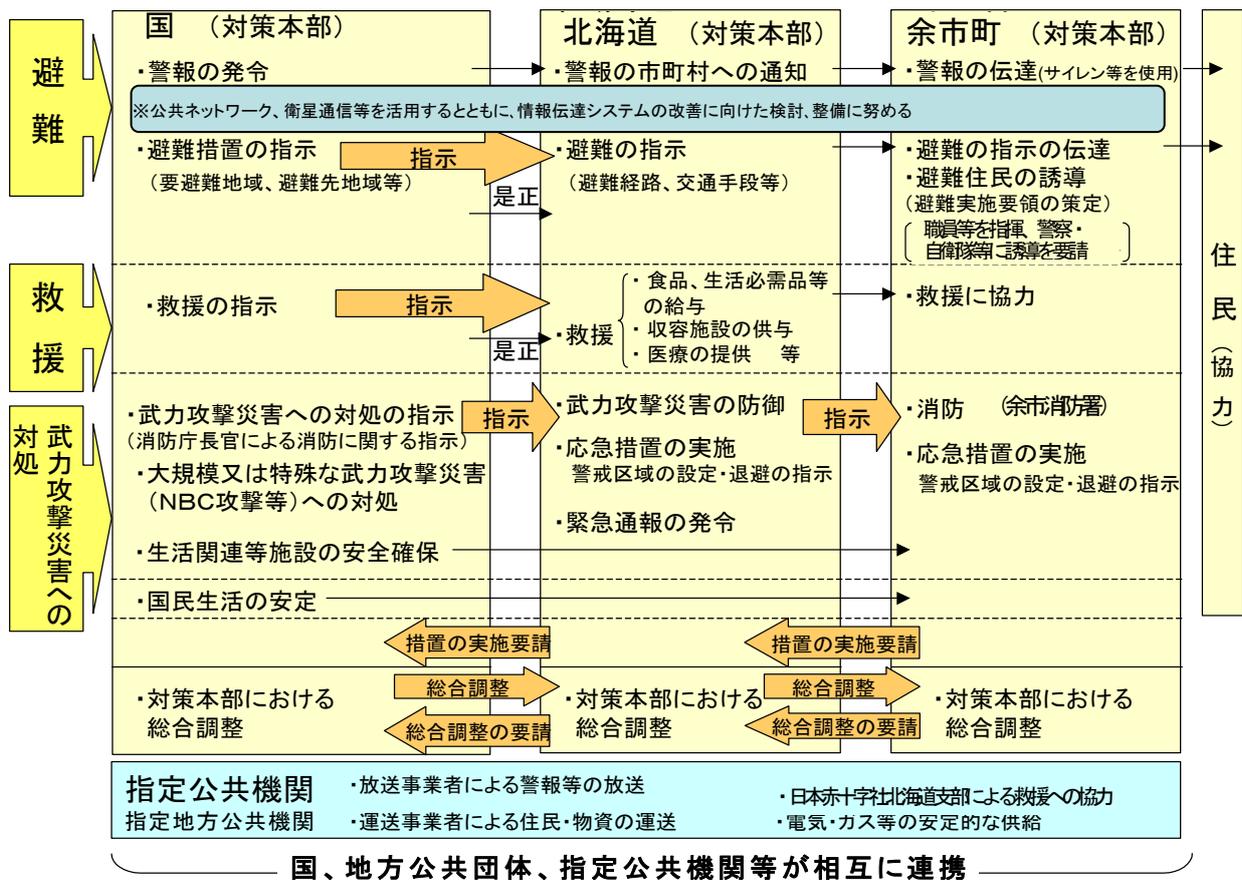
憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

※【国民保護措置の全体の仕組み】

国民の保護に関する措置の仕組み



町の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
町	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供、外国人安否情報の収集の協力その他の避難住民等の救援に関する措置の実施

7	退避の指示、警戒区域の設定、消防（余市消防署）、武力攻撃原子力災害への対処、廃棄物の処理、被災情報の収集及び報告その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
8	水の安定的な供給、生活関連物資等の価格の安定、管理施設の応急の復旧その他の国民生活の安定に関する措置の実施
9	国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄
10	武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○ 関係機関の連絡先

【関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等（自衛隊含む。）】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX等	摘要
小樽開発建設部	防災対策官	〒047-8555 小樽市潮見台1丁目15-5	電話 0134-23-5119 FAX 0134-23-5147	
石狩森林管理署 余市森林事務所		〒046-0021 余市町浜中町106番地	電話 22-3912 FAX 22-3910	
小樽海上保安部	警備救難部	〒047-8560 小樽市港町5番2号	電話 0134-27-0118 FAX 0134-23-9700	
札幌管区气象台	総務部業務課	〒060-0002 札幌市中央区北2条西18丁目2	電話 011-611-6127 FAX 011-644-9674	
北海道農政事務所		〒064-0922 札幌市中央区南22条西6丁目2番地22	電話 011-330-8801 FAX 011-552-0530	
陸上自衛隊 第11特科隊	第3科	〒005-0008 札幌市南区真駒内17番地	電話 011-581-3191 FAX 011-581-3191	
海上自衛隊 余市防備隊	防備科	〒046-0024 余市町港町国有地	電話 23-2243 FAX 23-2450	

【関係道機関（道警察含む。）】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX等	摘要
北海道	総務部 危機対策局 危機対策課	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目	電話 011-204-5014 FAX 011-231-4314	
後志総合振興局	地域創生部 地域政策課	〒044-8588 倶知安町北1条東2丁目	電話 0136-23-1345 FAX 0136-22-0948	
	保健環境部 余市地域保健支所	〒046-0015 余市町朝日町12番地	電話 23-3104 FAX 23-3614	
	小樽建設管理部 余市出張所	〒046-0003 余市町黒川町1248番地	電話 23-2196 FAX 23-6725	
北海道警察	札幌方面余市警察署 警備係	〒046-0015 余市町朝日町27番地	電話 22-0110 FAX 22-0110	

【関係市町村等】

名 称	担 当 部 署	所 在 地	電 話 ・ FAX 等	摘 要
小樽市	総務部 災害対策室	〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号	電話 0134-32-4111 FAX 0134-25-9955	
古平町	企画課	〒046-0192 古平町大字浜町50番地	電話 42-2181 FAX 42-3583	
仁木町	企画課	〒048-2492 仁木町西町1丁目36番地1	電話 32-3953 FAX 32-2700	
積丹町	総務課	〒046-0201 積丹町大字美国町字船間48番地	電話 44-2112 FAX 44-2125	
赤井川村	総務課	〒046-0592 赤井川村字赤井川74番地2	電話 34-6211 FAX 34-6644	
北後志消防組合	消防本部	〒046-0003 余市町黒川町6丁目25番地2	電話 23-3759 FAX 23-7811	
	余市消防署	〒046-0003 余市町黒川町6丁目25番地2	電話 23-3711 FAX 23-3943	
	余市消防団	〒046-0003 余市町黒川町6丁目25番地2	電話 23-3711 FAX 23-3943	
北後志衛生施設組合	総務課	〒046-0001 余市町栄町150番地	電話 22-4489 FAX 23-5146	

【その他の機関】

名 称	担 当 部 署	所 在 地	電 話 ・ FAX 等	摘 要
日本郵便(株) 余市郵便局		〒046-8799 余市町大川町6丁目31番地	電話 0570-943-607 FAX 23-3614	
東日本電信電話(株) 北海道事業部	災害対策室	〒060-0001 札幌市中央区北1条西4丁目2-4	電話 011-212-4466 FAX 011-222-9254	
北海道旅客鉄道(株) 余市駅		〒046-0003 余市町黒川町5丁目43番地	電話 23-3631 FAX 23-3640	
北海道電力ネット ワーク(株) 余市ネットワークセンター		〒046-0004 余市町大川町13丁目1番地	電話 23-4024 FAX 23-8102	
一般社団法人 余市医師会		〒046-0001 余市町黒川町7丁目13番地	電話 23-3232 FAX 23-6144	
余市町区会連合会	事務局	〒046-8546 余市町朝日町26番地 余市町役場 企画政策課内	電話 21-2142 FAX 21-2144	
社会福祉法人 余市町社会福祉協議会	事務局	〒046-0011 余市町入舟町400番地	電話 22-3156 FAX 23-3664	
北海道中央バス(株) 余市営業所		〒046-0023 余市町梅川町775番地	電話 23-2175 FAX 23-2836	
日本赤十字社 北海道支部余市町分區		〒046-0025 余市町富沢町5丁目13番地	電話 22-6228 FAX 22-6228	

第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

本町は、北海道北西部の積丹半島の基部に位置し、北は日本海に面し、東は小樽市、南は仁木町・赤井川村、西は古平町に接しており、東西に約 20.3 km、南北に約 4.2 km に達し、総面積は 140.59 km² で北海道の総面積 83,424.44 km² の約 0.17% に相当する。（令和 2 年 10 月 1 日現在）

町内には、余市川、ヌッチ川、登川、フゴッペ川などの河川が縦断しており、その大部分は日本海に向かい流域を形成している。

また、余市川河口などに発達する低地をはさんで、東西南部の三方を丘陵及び山地に囲まれている。

また、北北東及び東北東にのびる海岸線は 17 km にもおよび、沿岸には地方港湾余市港と 4 つの漁港が存在する。

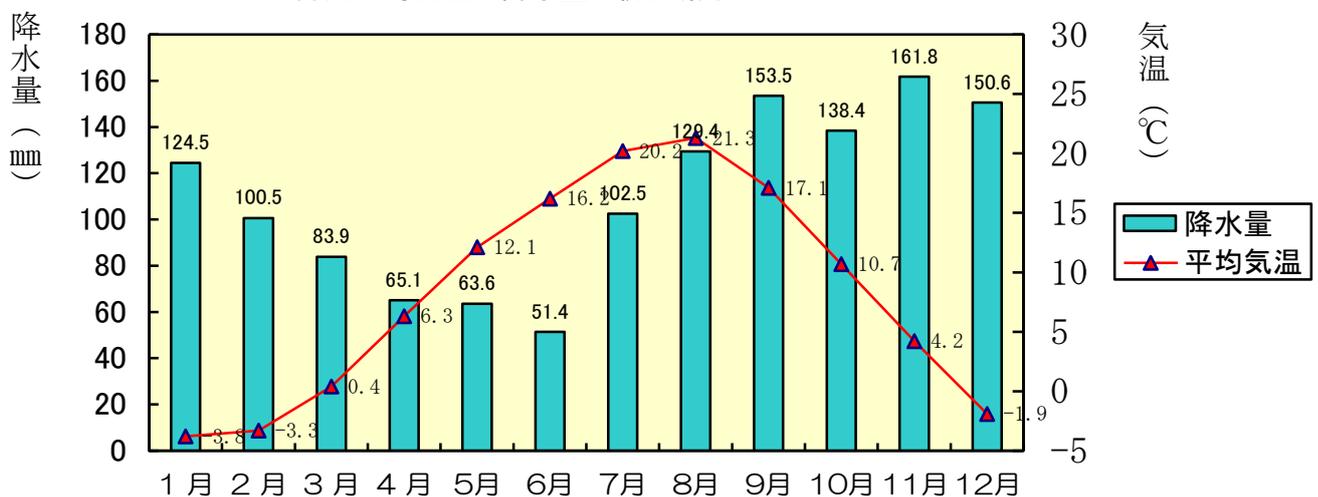


(2) 気候

気候は、日本海を北上する対馬海流（暖流）の影響を受け、道内では比較的温暖な気候であり、気温は、年平均気温 8.3℃ であり、7 月から 8 月の夏季の最高気温の平均は 25.4℃ であり、1 月から 2 月の冬季の最低気温の平均は -7.8℃ となっている。

年間降水量の平均値は、1,325.2mm であり、最深積雪の平均は 129cm であり、風は年間を通じ南西風が吹くことが多く、風速 2.3m/s 前後とそれほど強くない。（平年値のデータは、1991～2020 年までの平均値。）

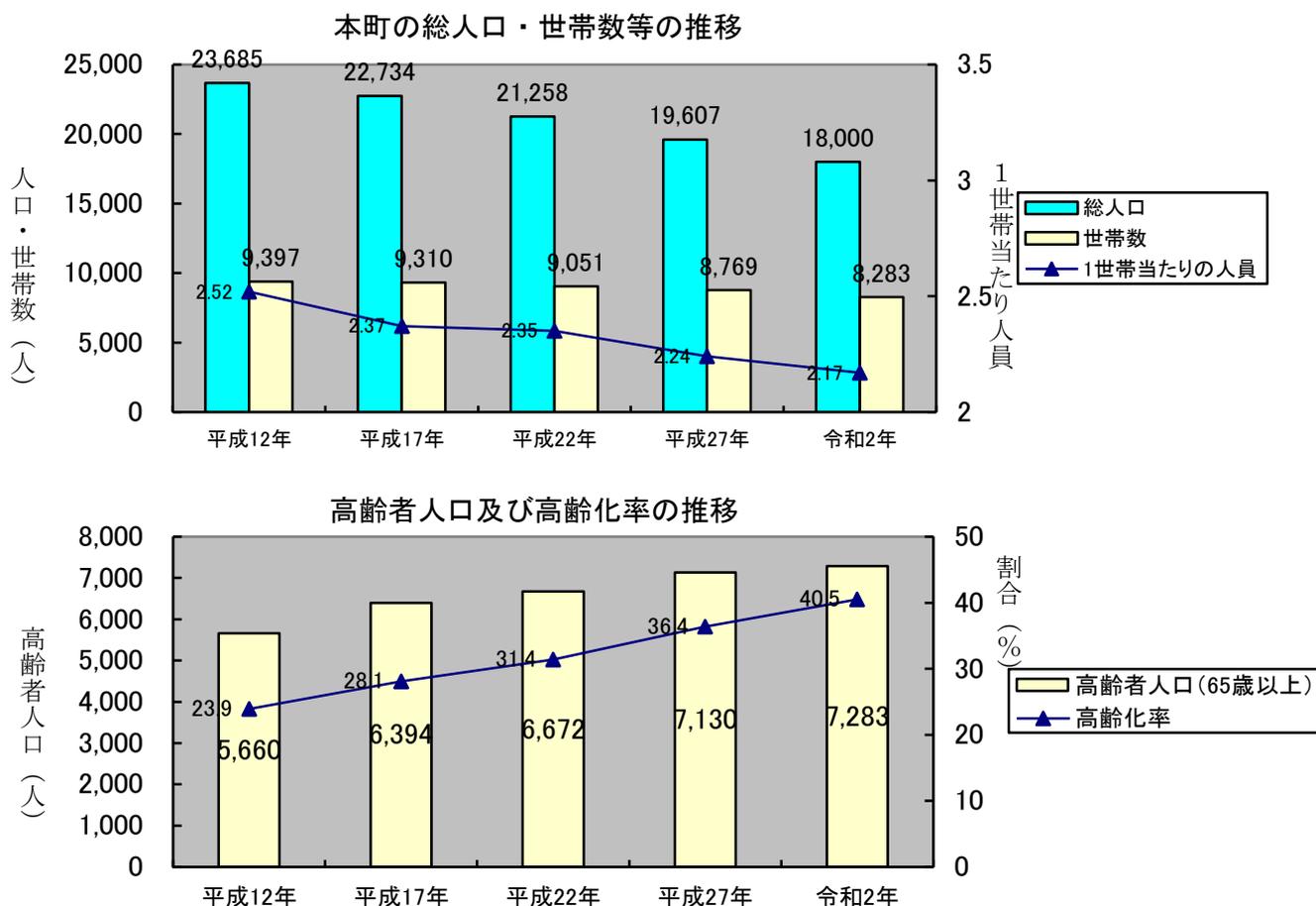
月別平均気温・降水量（統計期間 1991～2020）



(3) 人口分布

国勢調査における本町の人口の推移を見ると、平成27年からの5年間では8.2%の減少で令和2年は18,000人である。昭和35年の28,659人をピークとし近年も依然減少傾向基調にあり、令和5年3月末現在の住民基本台帳人口は、前年同期比約1.8%減の17,339人である。

また、本町の65歳以上の高齢者人口は、令和2年国勢調査では7,283人で高齢化率は40.5%となっており、全国平均(28.6%)、全道平均(32.1%)と比較しても高い数字を示している。



(4) 道路の位置等

本町の道路網は、町を縦貫する国道5号と国道229号が広域幹線道路としての機能を果たし、隣接する小樽市・仁木町・古平町とのアクセスはもとより、札幌方面や積丹・倶知安方面への動線を形成しているとともに、地域を結ぶ道道6路線、町道幹線等によって形成されている。

(5) 鉄道、港湾、空港の位置等

① 鉄道

JR 北海道函館本線が国道5号と並行して本町東部を縦断しており、黒川地区の JR 余市駅から小樽・札幌方面及び長万部・函館方面への鉄道路でのアクセスが可能となっている。

② 港湾

余市港（地方港湾）、その他の漁港として余市河口漁港（入舟町）、出足平漁港（白岩町）、島泊漁港（潮見町）、湯内漁港（豊浜町）が所在し、小型船舶の接岸が可能である。

③ 空港

黒川地区に農道離着陸場が所在し、小型機（プロペラ機）・ヘリコプター等の離着陸が可能である。

(6) 自衛隊施設等

自衛隊施設は、海上自衛隊余市防備隊が港町に所在している。



第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり道国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、道国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

2 緊急対処事態

町国民保護計画においては、緊急対処事態として、道国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム等の破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

※ 上記の事態例の特徴等については、基本指針に記述。